

岩国医療センターにおける 受託研究（治験を除く）の実施に関する標準業務手順書

（目的と適用範囲）

第1条 この標準業務手順書は、岩国医療センターにおける治験以外の受託研究が適正に実施されるために必要な手続きと手順を定めるものである。

（研究委託の申請）

第2条 院長は、岩国医療センター受託研究取扱規程（以下「規程」という。）第2条による研究委託申込書（別紙様式）を提出させる際、受託研究実施依頼書（様式20）を添付させるものとする。

（研究実施の了承等）

第3条 院長は、規程第4条第3項の研究の受託の可否の通知は受託研究に関する指示・決定通知書（様式21）によって行うものとする。

（研究実施の契約等）

第4条 院長は、委員会の意見に基づいて研究の実施を了承した後、研究の受託に関する契約書（様式22）に、研究依頼者と記名・捺印又は署名し、日付を付すものとする。

（研究結果の報告）

第5条 研究者は、規程第10条による病院長への報告を行う場合、受託研究終了（中止・中断）報告書（様式23）によるが、この場合研究結果報告書（依頼者に交付するもの）又は研究経過報告書を添付するものとする。

2 院長は、前各項の報告があったときの依頼者に対する通知は、受託研究終了（中止・中断）通知書（様式24）により行うものとする。

（附則）

この手順書は平成14年7月1日から施行する

平成16年4月1日改訂